

会議結果報告書
(会議内容全文)

会議の名称	令和元年度第3回札幌市子ども・子育て会議 認可・確認部会
開催方法	書面会議にて開催 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため)
開催日	開催日(議案送付日) 令和2年3月5日(木) 審議期間 令和2年3月5日(木)～3月13日(金) 議決日(表決書提出締切) 令和2年3月16日(月)
出席(表決書提出)委員 7名/7名中	品川ひろみ、菊地秀一、齋藤優希、白取信子、豊田直美、 前田元照、横山尚幸(敬称略)

議事	概要
1. 認可・確認部会の運営について	<p>【事務局説明】 札幌市子ども・子育て会議条例に基づき、不測の事態が起こった際などに部会長の代理をしていただく委員を、あらかじめ指名するもの。 従前は、横山委員の前任である山田委員が指名されていたが、部会委員の改選に伴って新たに横山尚幸委員を指名するものとなる。 なお、本件は部会長の判断により指名し、ご報告する事項となる。</p> <p>【意見・質問なし】</p> <p>【審議結果】 部会長の指名についての報告事項のため採決なし。</p>
2. 利用定員の設定について	<p>【事務局説明】 今回部会の議題3から6で整備計画の審議を行う施設等について、利用定員をどのように設定するかどうかをご審議いただくもの。 ○資料2-1「利用定員の設定について」の説明 今回は1号、2号、3号全体で1,933人分の定員設定の案となる。 (1) 幼保連携型認定こども園 全10件の利用定員の設定を予定しており、うち7件が幼稚園からの移行、3件が新設の計画となっている。 2号、3号の定員合計671人分はすべて純増となるが、1号定員は既に幼稚園として運営している施設について、1号定員を減少させた上で、2号、3号にその定員を振分けている施設もあるため、1号では▲137名分の減員となり、1号～3号の合</p>

計では 534 人の定員増となる。

(2) 保育所

全て新設園となっており、資料 2-1 に記載の 2 号、3 号合計 360 人分が純増となる。

(3) 小規模保育事業 A 型

現在、個人として認可を受けているものが、新たに法人を設立し、改めて認可を受けることに伴う設定であり、既存園からの利用定員の増減はない。

(4) 家庭的保育事業

現在、個人として認可を受けているものが、新たに法人を設立し、改めて認可を受けることに伴う設定であり、既存園からの利用定員の増減はない。

(5) 幼稚園

学校法人育英学園が設置している「手稲育英幼稚園」について、設置法人を学校法人星置学園に変更するとして、道の認可を受けたことに伴う設定となり、既存園からの利用定員の増減はない。なお、設置法人の変更に併せて「いなほガーデン星の子幼稚園」へと園名変更の予定。

○資料 2-2 「需給計画の進捗状況について」の説明

(1) R 2. 4 供給量 (左から 3 列目)

令和 2 年 4 月時点での教育・保育の供給量見込み数で、前回の子ども・子育て会議で示した供給量から定員変更や整備中止があった施設を反映している。

(2) 「R 2 年度中に決定する供給量の確保方策・量」①～⑦

資料 2-1 で示した施設が整備決定となった場合及び 2 か年計画の増改築などによる定員変更予定の施設を計上したもの。

結果、令和 3 年 4 月までに全市にて 1,341 人分の保育供給量が拡大する予定。

※全市の 1 号供給量は減少しているが、これは主に既存幼稚園が認定こども園に移行することに伴うもの。

(3) R 3. 4 供給量 (右から 3 列目)

令和 2 年度中に決定する供給量拡大分を含めた、令和 3 年 4 月時点の供給量となっている。

(4) R 3. 4 ニーズ量 (右から 2 列目)

ニーズ調査等により算出した、令和 3 年 4 月に想定される必要保育量。

(5) 需給状況 (一番右の列)

令和 3 年 4 月の供給量 (A') とニーズ量 (B) の差を示している。

全市的には 0 歳、1～2 歳、2 号教育、1 号の供給量は充足しているものの、2 号保育については約 1,400 人程度不足している。

この不足を解消するため、今後も幼稚園の認定こども園移行や保育所等の整備を進めていく必要がある。

<p>3. 保育所 (新設) 等の 整備計画 及び認可に ついて</p>	<p>【主な委員意見・質問】 ○が委員からの意見・質問事項 →が事務局からの回答内容</p> <p>○幼稚園から認定こども園への移行を通して、在園児だけではなく、非在園児向けの一時預かりの定員も拡大していくことができれば良いと考える。 →非在園児の一時預かり定員は資料の表には載っていないが、幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行する際に、在園児だけではなく非在園児向けの一時預かり事業の実施も求めており、認定こども園への移行を通じて定員の拡大を図っているところ。</p> <p>【審議結果】 次項以降で審議する案件の認可の承認を前提として承認された。</p> <p>【事務局説明】 令和2年度に行う保育所の創設に係る整備について、整備計画の募集を令和元年11月11日から12月25日まで実施、さらに追加募集を令和2年1月15日まで行った。これに応募のあった案件について、札幌市において審査した結果をご説明した上で、整備計画についてご審議いただくもの。審査した6件については、いずれも審査基準を満たしていることから、総合評価を「適」と判断した。</p> <p>○資料3「保育所(新設)等の整備計画及び認可」の説明</p> <p>(1) 審査案件一覧</p> <p>資料3-1の整備区分欄に記載のとおり、5番の「きずな北保育園」のみ整備費用の補助を受けない自主整備となっている。自主整備としたのは、10月に開園する意向があり、それを実現するため、工事業者の選定方法について一般競争を補助の条件としているところ、直接決めることによって工期を確保することが目的とのこと。</p> <p>設置者については設置者欄のとおり、1番、4番、6番の3件が社会福祉法人、その他の2番、3番、5番の3件が株式会社によるもの。</p> <p>なお、2番、3番は同一の小学校区(北陽小学校)での整備となるが、必要度Aであり2件とも整備をする必要性がある地域となっている。また、既存施設を含めて施設間の距離が300メートル以上保たれていることから適正配置の観点からも問題ないと判断している。</p> <p>保育定員については、今回の案件6件で、合計360人分を確保できる予定。</p> <p>(2) 審査結果一覧</p> <p>各案件について8つの審査項目について審査を行っている。以下、各計画について要点を説明する。</p> <p>1番 「伏見保育園」</p> <p>・社会福祉法人さくら会による整備で、新たに購入する土地に定員90人の保育所を</p>
--	--

新築する計画。

- ・保育室等は1階と2階に設ける計画となっている。建物の耐火基準や避難経路についても問題はないことを確認している。また、屋外遊技場は敷地内に設ける予定。
- ・そのほかの必置設備や避難設備等、必要なものが整備されることを確認しており、その他の項目についても特段問題はない。

2番「あい保育園北陽」

・株式会社アイグランによる整備で、新たに貸借する土地に定員60人の保育所を新築する計画。

- ・保育室等は1階と2階に設ける計画となっており、屋外遊技場は敷地内と一部屋上に設ける予定。

・株式会社による賃貸物件での保育所であるため、資金計画等の経済的基礎要件も審査項目になることから、資金計画や役員構成等についても審査しており、問題のないことを確認している。

3番「札幌エルムの森保育園」

・株式会社バンブーぴあによる整備で、新たに建築される2階建て賃貸ビルに定員40人の保育所を整備する計画。

- ・保育室等は1階と2階に設ける計画となっており、屋外遊技場は敷地内に設ける予定。

・株式会社としての審査項目も含め、各項目の問題はない。

4番「新陽保育園」

・社会福祉法人楽城会による整備で、新たに建築される4階建て賃貸ビルの1、2階に定員40人の保育所を整備する計画。

- ・保育室等は1階と2階に設ける計画となっている。屋外遊技場は敷地内に設ける予定。

・他の審査項目についても特段問題はない。

5番「きずな北保育園」

・株式会社クローバーによる整備で、既存の4階建て賃貸ビルの1、2階に定員40人の保育所を整備して、令和2年10月に開園する計画としている。

- ・保育室等は1階と2階に設ける計画となっており、屋外遊技場については、既存物件による整備のため敷地内に設けることができないことから、近隣の北29条ひかり公園を代替園庭とする計画。

・株式会社としての審査項目も含め、各項目の問題はない。

6番「しんはっさむライラック保育園」

・社会福祉法人キッズランド・リラによる整備で、新たに貸借する土地に定員90人の保育所を新築する計画。

- ・保育室等は1階と2階に設ける計画となっている。屋外遊技場は敷地内に設ける予定。

・他の審査項目についても特段問題はない。

これらの整備計画は、いずれも審査基準を満たしていることから、総合評価を「適」と判断している。

【主な委員意見・質問】

○が委員からの意見・質問事項

→が事務局からの回答内容

○1番の伏見保育園について、旭ヶ丘保育園との距離及び、整備地区の必要度を確認したい。

→旭ヶ丘保育園からの距離は305m、伏見小学校の学区で必要度はCとなっている。

【審議結果】

設置認可申請時点において、これらが計画通りになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付した上で承認された。

【事務局説明】

○報告事項 開園時期の延期及び事業の中止について

これまでの部会でご審議いただいた整備案件で、開園時期の延期及び事業の中止があったためご報告する。

令和元年8月2日に開催した令和元年度第1回認可・確認部会で審議いただいた「新川ひまわり保育園」の整備について、建物の工事で遅れが発生したため、工程の見直しを行い、開園予定日を令和2年6月1日に変更する。

同じく、令和元年度第1回認可・確認部会で審議いただいた「新琴似ひいらぎ保育園」の整備について、賃貸契約において貸主との調整がつかず整備が困難な状態となったため、事業者から事業断念の申し入れがあり、中止となった。

また、平成31年2月26日に開催した平成30年度第3回認可・確認部会で審議いただいた「ちゅうわ発寒保育園」の整備について、建物の工事で遅れが発生しており、工程および開園時期を調整中である。

同じく、平成30年度第3回認可・確認部会で審議いただいた「認定こども園さつぽろ」の整備について、当該整備の施工業者を選定する入札が不調となり、年度内の事業完了が困難な状態となったため、事業者から事業断念の申し入れがあり、中止となった。

【事務局説明】

4. 保育所
(増改築)
の整備計画
について

令和2年度に行う保育所の増改築に係る整備について、計画の募集を令和元年11月11日から12月25日まで実施、さらに追加募集を令和2年1月15日まで行った。応募のあった案件について、札幌市において審査した結果をご説明した上で、整備

<p>5. 認定こども園（既存施設からの移行）の整備計画及び認可について</p>	<p>計画についてご審議いただくもの。審査した1件については、総合評価を「不適」と判断した。</p> <p>○資料4「保育所（増改築）の整備計画」の説明</p> <p>社会福祉法人札幌緑の苑が運営している宮の森保育園について、定員120人の保育所に建て替えるというもの。</p> <p>しかし、審査事項8項目のうち2項目（「資金計画」及び「事業実績」）について、基準に照らして不相当であると認められるため、総合評価を「不適」と判断した。</p> <p>【主な委員意見・質問】</p> <p>○が委員からの意見・質問事項 →が事務局からの回答内容</p> <p>○現在の保育所の運営については大丈夫か。 →保育所の運営については、他施設と同様に、指導監査等を通じて必要な指導を行っており、不備があれば都度是正していただいているところ。</p> <p>【審議結果】</p> <p>整備計画を不相当とすることについて承認された。</p> <p>【事務局説明】</p> <p>令和2年度に行う認定こども園の整備について、計画の募集を令和元年11月11日から12月25日まで実施、さらに追加募集を令和2年1月15日まで行った。応募のあった案件について札幌市において審査した結果をご説明した上で、整備計画についてご審議いただくもの。審査した10件については、いずれも審査基準を満たしていることから、総合評価を「適」と判断した。</p> <p>○資料5「認定こども園（既存施設からの移行）の整備計画及び認可」の説明</p> <p>(1) 審査案件一覧</p> <p>資料5-1に記載のとおり、今回の審議案件は10件となっており、このうち、1番、2番、3番、4番、7番、8番、9番の7件については、施設型給付または私学助成の幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行するもので、既存園舎を改築して、新園舎を整備する計画。</p> <p>5番、6番、10番の3件については幼保連携型認定こども園の新築整備となっており、合計10件で671人分の保育定員を確保できる見込み。</p> <p>(2) 審査結果一覧</p> <p>各案件について7つの審査項目について審査を行っている。以下、各計画について要点を説明する。</p> <p>1番「認定こども園 Cinq Perles（サンクパール）幼稚園」</p> <p>・学校法人有和学園が篠路7条6丁目で運営している CinqPerles 幼稚園を改築し移</p>
--	---

行するもの。定員は、1号が移行前120人のところ移行後も120人、2号及び3号が80人の合計200人となる。

- ・新園舎は、2階建の園舎で、園庭は地上に設置する計画となっている。
- ・必置設備等は、必要なものが整備されることを確認しており、その他の各項目についても特段問題はない。

2番「北郷札幌認定こども園」

・学校法人大蔵学園が北郷4条5丁目で運営している北郷札幌幼稚園を改築し移行するもの。定員は、1号が移行前260人のところ移行後は180人、2号及び3号が60人の合計240人となる。

- ・新園舎は、2階建の園舎で、園庭は地上に設置する計画となっている。
- ・必置設備等は、必要なものが整備されることを確認しており、その他の各項目についても特段問題はない。

3番「認定こども園第2あつべつ幼稚園」

・学校法人やすらぎ学園が厚別西3条4丁目で運営している第2あつべつ幼稚園を改築し移行するもの。定員は、1号が移行前70人のところ移行後は24人、2号及び3号が46人の合計70人となる。

- ・新園舎は、3階建の園舎で、園庭は地上のほか、一部を屋上に設置する計画となっている。
- ・必置設備等は、必要なものが整備されることを確認しており、その他の各項目についても特段問題はない。

4番「認定こども園しののめ」

・学校法人月寒キリスト教学園が月寒東1条2丁目で運営している黎明（しののめ）幼稚園を改築し移行するもの。定員は、1号が移行前60人のところ移行後は15人、2号及び3号が45人の合計60人となる。

- ・新園舎は、3階建の園舎で、別法人が所有する教会との合築施設として建設する予定。なお、園庭は地上に設置する計画となっている。
- ・必置設備等は、必要なものが整備されることを確認しており、その他の各項目についても特段問題はない。

5番「認定こども園つきさむ」

・社会福祉法人幌北学園が月寒西4条6丁目の新たに購入する用地で新築整備を行うもの。定員は1号が30人、2号及び3号が90人の合計120人の施設となる。

- ・2階建の園舎で、園庭は地上に設置する計画となっている。
- ・必置設備等は、必要なものが整備されることを確認しており、その他の各項目についても特段問題はない。

6番「西岡認定こども園」

・社会福祉法人手稲福祉会が西岡1条7丁目の新たに購入する用地で新築整備を行うもの。定員は1号が15人、2号及び3号が90人の合計105人の施設となる。

- ・1階建の園舎で、園庭は地上に設置する計画となる。

・必置設備等は、必要なものが整備されることを確認しており、その他の各項目についても特段問題はない。

7番「札幌国際大学附属認定こども園」

・学校法人札幌国際大学が美しが丘3条1丁目で運営している札幌国際大学附属幼稚園を清田4条2丁目の札幌国際大学の隣接地へ新築移転し移行するもの。定員は、1号が移行前210人のところ移行後は150人、2号及び3号が60人の合計210人となる。

・新園舎は、2階建の園舎で、園庭は地上に設置する計画となっている。

・必置設備等は、必要なものが整備されることを確認しており、その他の各項目についても特段問題はない。

8番「認定こども園つみき」

・学校法人理想学園が里塚1条1丁目で運営しているつみき幼稚園を改築し移行するもの。定員は、1号が移行前の定員120人のところ移行後は105人、2号及び3号が80人の合計185人となる。

・新園舎は、3階建の園舎で、園庭は地上のほか、一部を屋上に設置する計画となっている。

・必置設備等は、必要なものが整備されることを確認しており、その他の各項目についても特段問題はない。

9番「幼保連携型認定こども園幸明幼稚園」

・学校法人幸明学園が八軒6条西7丁目で運営している幸明幼稚園を改築し移行するもの。定員は、1号が移行前125人のところ移行後は74人、2号及び3号が30人の合計104人となる。

・新園舎は、本館1階建と別館2階建ての園舎で、園庭は地上に設置する計画となっている。

・必置設備等は、必要なものが整備されることを確認しており、その他の各項目についても特段問題はない。

・当該整備については、現行園舎にアスベストが含まれていることが判明しており、その除去に期間を要するため、令和2年度から3年度の2か年度にかけての整備となり、令和3年10月に開園する計画としている。

10番「認定こども園西町さつき保育園」

・学校法人浅利教育学園が西町南19丁目の新たに購入する用地で新築整備を行うもの。定員は1号が15人、2号及び3号が90人の合計105人となる。

・3階建の園舎で、園庭は地上のほか、一部を屋上に設置する計画となっている。

・必置設備等は、必要なものが整備されることを確認しており、その他の各項目についても特段問題はない。

これらの整備計画は、いずれも審査基準を満たしていることから、総合評価を「適」と判断している。

<p>6. 地域型 保育事業者 の変更に伴 う認可につ いて</p>	<p>【意見・質問なし】</p> <p>【審議結果】 設置認可申請時点において、これらが計画通りになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付した上で承認された。</p> <p>【事務局説明】 現在、個人が認可を受けて運営している地域型保育事業所について、事業の安定のために法人を設立し、法人により改めて認可を受けるもの。 児童福祉法には、事業者の変更に係る規定がないことから、廃止した上で認可を行うという手続きとなるが、在園児についても引き続き入所を継続することとなり、設置主体以外の変更事項はない。</p> <p>○資料6「地域型保育事業者の変更に伴う認可」の説明</p> <p>(1) ちびっこ保育ルーム平岸ひまわり園 個人で設置している小規模保育事業A型について、株式会社に変更主体を変更する。経済的基礎要件など事業者の適格性については、認可の要件を満たしていることを確認している。</p> <p>(2) 保育ママひまわり 個人で設置している家庭的保育事業について、合同会社に変更主体を変更する。経済的基礎要件など事業者の適格性については、認可の要件を満たしていることを確認している。</p> <p>【意見・質問なし】</p> <p>【審議結果】 認可することが適当であるとして承認された。</p>
--	--